

令和8年9月11日
経済産業大臣指定試験機関
一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

受験手数料返還および科目免除期間の延長についてのお知らせ

令和8年熊本地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

令和8年熊本地震に伴う災害の影響により令和8年度中小企業診断士第1次試験を受験することができなかった受験申込者の皆さまへの救済措置として、下記のとおりお知らせいたします。

1. 救済措置の種類

(1) 受験手数料の返還について

返還金額： 17,200円（受験手数料をお支払いいただいた際のオンライン決済にかかる事務手数料は返還対象とはなりません。）

(2) 科目免除期間の延長について

一部科目の免除の期間が申し出により下記のとおり延長されます。

令和9年3月31日までに終了する者（令和6年度科目合格者）については、
令和10年3月31日まで。

令和10年3月31日までに終了する者（令和7年度科目合格者）については、
令和11年3月31日まで。

※上記(1)と(2)のいずれか一方のみの申し出でも可能です。

2. 対象となる方

令和8年熊本地震に伴う災害による影響により、令和8年度中小企業診断士第1次試験を受験することができなかった方。ただし、試験日のいずれかにおいて1科目でも受験した方は、以下の理由に該当した場合であっても対象外となります。

- ① 公共交通機関の運行取り止めなどのため、試験会場へ到達することができなかった方
- ② ご自身やご家族が被災したことにより、試験を受験することができなかった方
- ③ 被災に対応する業務にあたるため、試験を受験することができなかった方
- ④ その他、上記以外の理由により受験することができなかったことが妥当であると認められる方

3. 申出受付期間

令和8年9月11日（金）から令和8年10月27日（火）（受付期間内の日付印有効）

*上記受付期間を厳守してください。受付期間を過ぎたものはどのような理由があっても受け付けできませんので、ご注意ください。

4. 申出方法

所定様式（リンク先を表記）の申出書に必要事項を記載のうえ、郵送により提出してください。

- ① 申出書の到着確認につきましてはお答えできませんので、配達状況が確認できる方法（レターパックや簡易書留郵便など）でのご郵送にご協力をお願い申し上げます。
- ② 申出書は郵送に限ります。直接来会などによる受け付けはいたしません。
- ③ 申出書にご記入いただいた内容では受験することができなかった理由が不明な場合、別途証明書類をご提出していただくこととなります。

5. 申出書の提出先（郵送先）

〒104-0061

東京都中央区銀座 1-14-11 銀松ビル

一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会 第1次試験係

6. 注意事項

- (1) 受験手数料をお支払いいただいた際のオンライン決済にかかる事務手数料は返還対象とはなりません。
- (2) 申し出に当たっては、受験番号の記入が必要となります。受験票紛失などにより受験番号が不明な方は、下記のFAQをご参照のうえ、郵送にて照会してください。
https://www.jf-cmca.jp/contents/013_c_faq/001_faq_shiken.html
- (3) 必要に応じて、記載内容について電話照会などをさせていただく場合があります。
- (4) 受験手数料の返還につきましては、記載内容の確認終了後、申出書に記載された振込先口座あてにお振り込みいたします。振込は令和8年12月末を予定しております。
- (5) 申出手続きなどにかかる情報につきましては、当会のウェブサイトで必ず最新の情報をご確認ください。

https://www.jf-cmca.jp/contents/007_shiken.html

7. 問い合わせ先

ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。お問い合わせ期間は、平日（土曜日、日曜日および祝日を除く）の10時00分から16時00分までです。

一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会（試験係） 電話：03-3563-0851(代)